

ごみの減量とリサイクルが進んでいます

11月から1月までの3カ月間のごみ量は皆さんのご協力により前年同期と比較して約25%減少しています。特に一般ごみや生ごみが大きく減少し、その他プラスチックや新聞類などリサイクル可能な資源ごみが増加しています。

ごみ有料化 3カ月を経過して



収集日を変更します（市街地区）

その他プラスチックを円滑に収集するため、2月24日より一般ごみの収集を毎週月曜日または火曜日の1回とします。ご協力願います。（収集日の変更については2月13日配付済の日程表でご確認ください。）

羽幌町の3カ月間のごみ量

ごみの種類	ごみ搬入量 11月～1月	平成13年度 同 期	前年比 (%)
生ごみ	181.7t	308.4t	41.1
一般ごみ	225.5t	379.6t	40.6
破碎ごみ	10.7t	24.7t	56.7
資源ごみ	252.3t	194.4t	29.8
カンビン	24.2t	22.3t	8.5
ペットボトル	37.0t	42.9t	13.8
ペットボトル	8.1t	8.3t	2.4
ダンボール	90.7t	79.3t	14.4
新聞類	63.0t	40.4t	55.9
プラスチック	27.9t	-	-
牛乳パック	1.4t	1.2t	16.7
発泡スチロール	5.6t	-	-
粗大ごみ	8.0t	6.0t	33.3
廃食用油	1.1t	1.1t	0
危険ごみ	1.2t	1.3t	7.7
計	686.1t	912.8t	△24.8

問合せ先/生活環境課環境衛生係
（☎ 2 1 2 1 1 内線 1 2 2 ・ 1 2 3）

生ごみは分解され堆肥になります
ご家庭から出た生ごみは、きらいサイクル工房の堆肥化施設で微生物によって分解され、堆肥としてリサイクルされています。
生ごみの水切りなど、排出状況も良好で良質の堆肥になることが期待されます。
堆肥は分析し、成分を明らかにして、一定量がまとまりましたら用途や還元方法をお知らせします。
（今春以降にお知らせします。）

ゴミを捨てないで

ごみの違法な処理の苦情が寄せられています

- 道路に捨てたり、橋の上から川に捨てるなどの不法投棄をしないでください。
- 空地や、雪穴でごみを燃やさないでください。

知っていますか？法律により厳しい罰則が科せられます

- 野外焼却 3年以下の懲役または300万円以下の罰金
（※農林水産業や風俗習慣上で許されている焼却は除く）
- 不法投棄 5年以下の懲役または1,000万円以下の罰金

